

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部

研究活動における行動規範

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を確保するため、また研究活動のさらなる発展を目的として、以下の行動規範を定める。

よって、研究者等は以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

この規範において「研究者等」とは、専任、非常勤を問わず、本学で研究活動に従事する教職員、学生および研究活動を支援する者をいう。

1. 法令の遵守

研究者等は、研究の実施、研究費の使用にあたり、関連法令や関連規則等を遵守する。

2. 研究活動

研究者等は、研究の立案、計画、申請、実施および報告等の過程において、誠実に行動する。また、研究・調査データや資料等を適切に管理し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。

3. 他者との関係

研究者等は、研究活動において守秘義務を厳守し、また、個人情報の保護に努める。

4. 差別やハラスメントの排除

研究者等は、研究活動において人種、性、地位、思想、宗教等により個人を差別せず、公正に対応し、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行わない。

5. 利益相反

研究者等は、研究、審査、評価等において、個人と組織または異なる組織間の利益の相反に十分注意を払い、公共性に配慮し適切に対応する。

6. 不正行為の防止

研究者等は、不正行為があった場合、その是正に努める。また、不正行為が現に行われ、もしくは不正行為が行われたことを知った時は、それを放置せず適切な措置をとる。

7. 研究倫理教育の受講

研究者等は、本学が課す研究倫理教育を3年毎に受講する。なお、他機関に所属している、もしくは以前他機関に所属していて、研究倫理教育を受講済みの場合は、効力を有するものとする。

附 則

この規範は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規範は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規範は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規範は、令和元年10月1日から施行する。